

No.	質問	回答
1	令和2年度第3次補正予算による事業については、いつからが対象となるのか。	令和2年度第3次補正予算による事業については、令和3年1月1日からが対象となります。
2	この事業は令和2年度予算であるが、令和3年度にもこの予算は活用できるようになるのか。また、令和2年度に支出したものを令和3年度に交付申請できるのか。	<p>本事業は繰越明許費の対象事業のため、翌債及び明許繰越の対象となります。また、年度内の交付申請手続きが困難な場合は、令和3年度においてもこの予算が活用できるように、厚生労働省において予算の繰り越し（本省繰越）を行います。</p> <p>なお、交付申請にあたっては、以下の点にご注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度に行う予定の職員への手当等の支給や物品等の購入については、令和3年度の本省繰越にかかる交付要綱に基づき、令和3年度予算分として交付申請を行ってください。 ・原則、令和2年度中に物品等の購入を行い、令和2年度予算分として交付申請を行うもの（地方繰越を行わないもの）は、令和2年度末までに物品等の受領及び支払いを完了するものを申請してください。 ・令和2年度中に物品等の購入を行い、令和2年度予算分として交付申請を行ったが、やむを得ない理由により物品の受領及び支払いが令和3年度になる場合には、必ず地方繰越の手続きを行ってください。 ・令和2年度中に職員へ手当等の支給を行った場合、その交付申請は令和2年度予算分として行ってください。地方繰越はできません。 <p>※令和2年度に補助基準額全額を支出（又は地方繰越）した場合は、令和3年度の本省繰越にかかる交付要綱の申請はできません。</p>
3	地方負担1/2とされているが、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の活用は可能か。	「令和2年度第3次補正予算の成立を踏まえた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱いについて」（令和3年2月2日付内閣府地方創生推進室事務連絡）において、当該交付金の対象事業となっています。
4	1次補正、2次補正と合わせて最大150万円の補助となると理解してよいか。	ご推察のとおり、1次、2次、3次それぞれ上限額まで補助することが可能であるため、1施設最大で150万円の補助となります。
5	本事業について、同一法人が同じ敷地内で保育所と地域型保育事業を行っている場合は、両方から申請が可能か また、延長保育や一時預かり事業など地域子ども・子育て支援事業（13事業）も行っている場合はどうか。	<p>施設と地域型保育事業の両方を行っている場合は、それぞれ上限額まで申請が可能です。</p> <p>また、延長保育や一時預かり事業など地域子ども・子育て支援事業（13事業）を行っている場合は、当事業とは別に、子ども・子育て支援交付金（内閣府予算）による補助があります。</p>

No.	質問	回答
6	ベビーシッターも対象となるのか。	第3次補正予算による事業については、認可外の居宅訪問型保育事業についても対象となります。 ただし、複数の保育に従事する者を雇用しているもの（以下「事業者」という。）に限ります。事業者は、所属するベビーシッターそれぞれの活動状況を考慮した上で、必要な物品の購入支援等を行う必要があります。
7	「認可保育所等設置支援の実施について」（平成29年3月31日付雇児発0331第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添5「保育環境改善等事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）の3（2）⑧ア「職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施する事業（かかり増し経費、研修受講）」として「かかり増し経費の具体的内容」が示されているが、これ以外に感染症対策として必要となるかかり増し経費は対象とならないのか。また、令和2年人事院勧告に対する公定価格の対応として引き下げられた分の補填として支給した人件費について、対象経費となるのか。	実施要綱3（2）⑧アのかかり増し経費については、「かかり増し経費の具体的内容」の④、⑤に限られ、これ以外に感染症対策として必要となるかかり増し経費については、実施要綱3（2）⑧イの対象となります。 したがって、令和2年人事院勧告に対する公定価格の対応として引き下げられた分の補填として支給した人件費については、対象となりません。
8	実施要綱の3（2）⑧イ「感染症予防の広報・啓発等を行う事業」の「等」にはどのようなものが含まれるのか。	施設等が新型コロナウイルス感染症拡大防止のために要した費用で、自治体が必要と認めたものとなります。
9	新型コロナウイルスの感染拡大防止対策事業について、備品購入等に対する経費とかかり増し経費等は、どのように配分すればいいか。	当該事業は、保育所等が感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供するための支援ですので、原則、職員に対する手当等の支給や物品等の購入支援に御活用いただくようお願いいたします。 なお、実施要綱4（11）③のとおり、実施要綱の3（2）⑧イの事業の実施のみとならないようお願いいたします。
10	本事業で慰労金を支給することは可能か。 また、職員がPCR検査を自費で受けた場合、これに要した費用を支給することは可能か。	【慰労金について】 保育所等の児童福祉施設においては、慰労金は対象となりません。 【PCR検査費用について】 本事業については、No.9でお示しのとおり、職員に対する手当等の支給などに御活用いただきたいと考えてますが、職員の家族が濃厚接触者となるなど、やむを得ず自費で検査を受けることとなった場合等について、その費用を支給することは差し支えありません。
11	かかり増し経費として手当等を支給する際、勤務時間外の業務でなければ対象経費とならないのか。	手当等の支給については、感染症対策に関する業務であれば、勤務時間外に限るものではありません。 事業趣旨等を踏まえ、有効的にご活用いただきますようお願いいたします。

No.	質問	回答
12	<p>「通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当」など支払う場合、必ず給与規程を変更し、新たな手当区分を創設しなければならないのか。</p> <p>また、かかり増し経費を補助する場合において、施設に対してどのような書類を求めるべきか。</p>	<p>必ずしも給与規程の変更を行うことを求めるものではなく、感染症対策を行った職員に係る人件費に充ててください。その際、職員に支給方法や算定方法等を周知するなど、透明性の確保にご留意ください。</p> <p>かかり増し経費については、感染症対策として職員に支給したこと等がわかる書類が必要と考えられますが、業務負担軽減の観点からできる限り簡素化していただきたいと考えます。（例：支払明細書のみ提出とし、いつ、どのような勤務をしたか等、詳細なものは求めない）</p>
13	<p>実施要綱4（11）②の要件の確認にあたり、どのような資料を提出させればよいか。</p>	<p>既存の資料や確認書（任意様式）その他感染防止対策の取組が確認できる資料の提出などにより確認してください。</p> <p>なお、自治体にある既存の資料で確認できる場合には、提出書類を簡略化するなど、業務負担の軽減に努めてください。</p>
14	<p>実施要綱4（11）②にある「感染症対策計画の策定」について、具体的にどのようなものを策定すればよいのか。</p>	<p>新たな計画を策定する必要があるわけではなく、保育所保育指針により作成することとなっている保健計画など、各施設等において既に作成している計画に、新型コロナウイルス感染症に関する事項を追加するなどにより御対応ください。</p>
15	<p>備品購入等に対する支援について、実施要綱上、3（2）④安全対策事業と⑧新型コロナウイルス感染症対策支援事業のイの2か所に記載があるが、違いはあるのか。</p>	<p>3（2）④の安全対策事業については、令和2年度1次補正における支援であり、⑧新型コロナウイルス感染症対策支援事業のイは3次補正における支援です。</p>